職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第一条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第十一の三の三（第六十条、第六十八条関係） （略） 自動ドア施工 シャッター施工 （略） **別表第十一の三の四**（第六十条、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十八条関係） （略） 機械保全 シャッター施工 （略） **別表第十一の四**（第六十一条関係） 検定職種／等級 （略）／（略） 自動ドア施工／一級、二級及び三級 シャッター施工／ （略）／（略） **別表第十一の四の二**（第六十二条の二関係） 検定職種／実施方法 （略）／（略） 自動ドア施工／（略） シャッター施工／一　製作等作業試験 二　判断等試験 （略）／（略）	**別表第十一の三の三**（第六十条、第六十八条関係） （略） 自動ドア施工 （新設） （略） **別表第十一の三の四**（第六十条、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十八条関係） （略） 機械保全 （新設） （略） **別表第十一の四**（第六十一条関係） 検定職種／等級 （略）／（略） 自動ドア施工／（略） （新設）／（新設） （略）／（略） **別表第十一の四の二**（第六十二条の二関係） 検定職種／実施方法 （略）／（略） 自動ドア施工／（略） （新設）／（新設） （略）／（略）

（職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第二条　職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。 検定職種／指定試験機関（名称／主たる事務所の所在地／試験業務の範囲／指定の日） （略）／（略）／（略）／（略）／（略）	職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。 検定職種／指定試験機関（名称／主たる事務所の所在地／試験業務の範囲／指定の日） （略）／（略）／（略）／（略）／（略）